

山形労発基 0207 第 2 号
令和 6 年 2 月 7 日

関係団体の長 殿

山形労働局長



「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、別添 1 のとおり、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件（技術上の指針公示第 25 号）が令和 6 年 1 月 31 日付け官報に公示され、令和 6 年 4 月 1 日より適用されることとなりました。

今般の改正は、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）の規定による労働者の石綿ばく露防止措置の適切かつ有効な実施を図るため、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 105 号）の公布に伴い、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（令和 2 年 9 月 8 日付け技術上の指針公示第 22 号。以下「技術上の指針」という。）について所要の改正が行われたものです。

改正点は別添 2 の新旧対照表のとおり、改正後の技術上の指針は別添 3 のとおりとなりますので、貴団体におかれましては、傘下の会員の皆様など関係する団体、事業者等に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。